

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意 思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 月 13 日
関東技術事務所長 山下 尚

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和 8 年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、関東地方整備局管内で発生した水質事故を関係機関へ迅速かつ正確に伝達するための水質事故対策支援システム及び汚濁物質排出事業所等検索システムについて、システム利用者の利便性向上のための保守管理及び改良等を行う業務である。

水質事故情報は、事故対応に資する重要な情報であるため、システム障害発生時には迅速な対応を行わなければならない。そのためには、システム構築の知識や経験があるだけで

なく、本システムの構造及び機能に精通した知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 R 8 水質事故対策支援システム保守・改良業務

(2) 業務内容 ①計画準備
②インターネット通信環境設定確認
③運用保守

④システムの改良、更新、開発
⑤報告書作成

(3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 業務目的

本業務は、水質事故対策支援システム及び汚

濁物質排出事業所等検索システムについて、システム利用者の利便性向上のための保守管理及び改良等を行うことを目的とする。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」(令和 7 年 3 月 31 日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であるこ

と。

- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の中に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - iv 組合の理事
 - v その他業務を執行する者であつてiからivまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の

会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

既存システムに不具合が発生し、プログラム修正等の必要が生じた場合、迅速かつ的確な対応が取れること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ① 緊急時の連絡体制が常に確保できること。
- ② 障害発生等の緊急時には、夜間・休日も作業が行える体制を確保出来ること。

(4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成28年度以降に完了した業務（令和7年度完了予定の業務も含む。なお、再委託による業務実績は含まない。）において1件以上実績を有していること。

- ・ 同種業務： 水質事故に関するシステム保守業務
- ・ 類似業務： 水質に関するシステム保守業務

(5) 配置予定技術者に関する要件

配置予定技術者は関東地方整備局設計業務等共通仕様書（令和7年4月）第1107条の定めによるが、資格要件については対象外とし、下記に定める①の資格要件のいずれかの資格及び②の実務経験があることを証明するものとする。

また、③の専任制があることを証明するものとする。

① 資格要件

I 国家資格

- (ア) 基本情報処理技術者
- (イ) 応用情報技術者
- (ウ) ITストラテジスト
- (エ) システムアーキテクト
- (オ) プロジェクトマネージャ
- (カ) ネットワークスペシャリスト
- (キ) データベーススペシャリスト
- (ク) エンベデッドシステムスペシャリスト
- (ケ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (コ) ITサービスマネージャ
- (サ) システム監査技術者

II 民間資格

- (ア) PMP (Project Management Professional)
- (イ) ITコーディネーター

② 業務経験

下記に示される同種又は類似業務について、平成28年度以降に完了した業務（令和7年度完了予定の業務も含む。なお、再委託による業務実績は含まない。）において1件以上の実績を有していること。

- ・ 同種業務：水質事故に関するシステム保守業務
- ・ 類似業務：水質に関するシステム保守業務

③ 専任性

配置予定技術者（主たる担当者）については、令和8年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のも

のを含む) が5億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務量とは、管理(主任)技術者や担当技術者等として従事している業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒270-2218 千葉県松戸市五香西6-12-1
国土交通省関東地方整備局関東技術事務所
総務課 建設専門官
電話: 047-389-5122
メールアドレス: ktr-85-kangikeiri@mli.t.go.jp

② 技術関係(特記仕様書等の照会先)

〒270-2218 千葉県松戸市五香西6-12-1
国土交通省関東地方整備局関東技術事務所
維持管理・環境技術課 環境技術係
電話: 047-389-5126

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)①に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)①に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付

するので、上記(1)①に電子メールにて依頼を行うこと。

②窓口での交付期間

令和8年1月13日から令和8年1月23日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年1月23日（金）16時00分

提出場所：上記(1)①に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和8年2月12日（木）17時15分

(4) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提

出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならぬ。

(5) 契約締結日及び履行期間開始日は令和 8 年 4 月 1 日とする。

ただし、令和 8 年 4 月 1 日までに令和 8 年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかつた場合は、契約締結日は令和 8 年 4 月 2 日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(6) 詳細は説明書による。